

1 列車、線路等に関する犯罪

この犯罪は通常、列車妨害または線路妨害の名で知られているもので、これは線路に爆発物や障害物を仕掛けたり、また置いたりして列車の交通を妨害する線路妨害や、機関車・電車その他の車両の機能に障害を与えてその運行を妨害する車両妨害や、信号・通信・送電等の施設に障害を与える信号通信妨害等がある。

2 荷物に関する犯罪

この犯罪には、進行中の列車から輸送中の貨物を投卸して盗取する投卸し、輸送中の車扱貨車の車票を偽造車票と差し替えて、正規の着駅とは異なった駅に貨車を到着せしめ、係員を欺いて貨物を詐取する車票差替等の悪質大掛りなものから、通常に荷抜きと呼ばれている抜き取り盗、その他荷札付替詐欺、保険金・賠償金詐欺等多種多様のものがある。

3 切符類に関する犯罪

この犯罪には、時たま大掛りな切符偽造団による乗車券の偽造変造行使の犯罪が行われるのほか、きせる乗り、切符2重使用、他人券使用、払戻し等の詐欺罪、その他帳表類の偽造変造犯罪がある。

4 その他の犯罪

その他には、一般刑事犯罪はもとより経済関係法令違反、鉄道営業法違反その他諸法令違反等多種多様の犯罪が含まれるもので、列車・停車場等の鉄道地内で行われるということのほかに、鉄道犯罪としての特色はないものである。(岡元 勇)

てつどうはんざいばつれい 鉄道犯罪罰例 鉄道職員の鉄道旅客に対する失行、および鉄道略則中の禁止規定違反を処罰することを内容とする刑罰法令として、明治5・5・4第147号太政官布告で公布されたものである。その後罰例は当時の外交事情その他一般刑律との調整等のため改正され、鉄道略則と同様官私設の鉄道に適用されていたが、明治33年鉄道営業法の制定に伴ない同法附則で廃止された。

この罰例は全文12箇条からなり、その内容は、鉄道掛が事務取扱中飲酒失行または職務を怠って、鉄道旅客に危害を生ずべき行為を行った場合これを処罰するほか、鉄道略則で旅客公衆に禁止している一定の行為、すなわち運賃免脱、列車運転中の出入、伝染病患者の乗車、男子の婦人車室侵入、酔いに乘じ妄状(もうじょう)を現わす行為、鉄道物品のき損、機関車への乗車、鉄道地内への不法立入、車内等での発砲、運送品名の詐称等の行為を処罰している。なおこれらの禁止行為の多くは、鉄道営業法にもうけつがれ処罰の対象となっている。

罰例で定める処罰の内容は罰金、禁獄、懲役および賃金の没収の4種で、罰金は500円、禁獄および懲役は3月を最高とし、禁止行為の種類に応じ分れているが、当時としては相当重い処罰が定められている。なお禁獄とは禁固のことである。——鉄道略則。(広川 潔)

てつどうびょういん 鉄道病院 鉄道管理局および志免鉱業所の付属機関。職員・その家族および旅客の診療や疾病予防を担当する国鉄直営の医療機関の1つである。しかし保健管理所を有する東京・大阪および門司の各鉄道管理局に所属する鉄道病院は、職員の結核予防に関する業務を担当していない。そして鉄道診療所とともに結核予防法第36条にもとづく指定医療機関に指定されており、その診療業務と診療施設とによって第1種、第2種および第3種にわけている。

第1種病院は、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に規定する診療科と施設を有するものである。地区的な中央病院としての内容を整備した病院で、インターン指定病院(医科大学を

出た者を国家試験を受けさせるまで1箇年間、病院で実地修練を行わせるため厚生大臣が指定した病院)となっているほどすぐれた点をもっている。内科、外科、小児科、皮膚泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、呼吸器科、歯科および薬剤科を置いている。なお東京病院と大阪病院は整形外科を置き、名古屋病院とともに内科を第1、第2に分けている。またいずれも100床以上の病床施設をもち、札幌・仙台・新潟・東京・名古屋・大阪・高松・広島・門司および志免の10箇所に設置されている。付属機関として志免以外の病院に看護婦養成所がある。

第2種病院は第1種病院ほどの施設を有しないものであって、第3種病院以外のものである。基本の5分科すなわち内科、外科、眼科、耳鼻咽喉科および歯科を置いている。またおおむね30~60の病床施設をもち、第1種病院のない鉄道管理局の所在地その他主要の地区28箇所に設置されている。

第3種病院は、主として結核性疾患の診療を目的とするものである。原則として職員の早期結核患者を収容する施設であって、長期にわたる患者は入院の対象としないのがたてまえである。各病院とも肺の外科手術療法が主として行われている。病床数は150~400床で、総数1,300余床を有しており、6箇所に設置されている。

これらの病院には院長、副院長、医長、副医長、庶務課長(または事務長)、薬剤長、副薬剤長、総婦長(または婦長)、室長、医員、薬剤員、看護婦、助手、レントゲン技士、事務掛、助産婦、栄養士その他の職を置いており、その数は約4,200人である。なお副院長、副薬剤長、庶務課長および総婦長は、第1種病院に限られている。鉄道病院に分室が18箇所ある。(宮坂正直)

てつどうびょういんかんごふようせいしよ 鉄道病院看護婦養成所 第1種鉄道病院(志免病院を除く)の付属機関。看護婦および看護婦になろうとする職員の訓練および養成を行う国鉄の養成機関の1つである。すなわち保健婦助産婦看護婦法にもとづく看護婦および准看護婦の養成を行っており、全国9箇所の第1種鉄道病院に設置してある。看護婦科(札幌・東京・大阪・四国および門司の各養成所に限る)、准看護婦科(仙台・新潟・名古屋および広島の各養成所に限る)および補習科を置き、その修業期間は看護婦科が3年、准看護婦科が2年で、補習科はそのつど定めている。所長、講師、助手および事務掛が置かれており、所長は所属の第1種鉄道病院長があたることになっている。(宮坂正直)

てつどうふせつほう 鉄道敷設法 わが国に必要な鉄道網を完成するため、線路を予定しかつ敷設することを目的として制定された法律(大正11・4・11法律第37号)であり、鉄道国有法とともにわが国における鉄道普及の原則を確立した重要な意義をもつものである。

1 沿革

(1) 旧鉄道敷設法制定までの経緯

わが国の鉄道は明治5年創設以来、国有主義を原則として建設されてきたが、全国的鉄道網を短時日に完成することは財政上困難であったため、これと併行して私設鉄道の建設が奨励され、資本主義発達に伴う市場の要求に刺激されて、私設鉄道は大いに発展した。しかるに当時の鉄道建設については一貫した恒久的計画がなく、全体的交通系絡に欠けていたので、鉄道庁長官井上勝は明治24年鉄道政略に関する議を建て、国内鉄道網完成のため政府自ら建設に当るべきこと、および既存の私設鉄道を国が買収すべきことを上申した。これを機として政府は鉄道公債法案、私設鉄道買収法案を帝国議会に提出した。同